

## 生垣設置助成制度について

平成19年8月から「みどりの基金」を活用した最初の事業として生垣設置助成制度を実施しております。この助成制度は、全国でも多くの自治体が、すでに実施しており、本市では、緑の市民懇話会（旧市民委員会）での意見や他市の事例等を参考にしながら、募集をしております。

制度の内容は、市街化区域内で、「新たに設置される生垣」・「作り替えが必要な生垣」について設置費用の一部を助成します。

- (1) 対象者…………… 住宅地や事務所、事業所等の土地を所有するか、使用する個人又は団体でございます。ただし、宅地建物の販売を業とするものは除きます。
- (2) 設置場所等……… 建築基準法上の道路に面する場所で、①道路から3m以内の高さ、②道路境界から奥行き3.5m以内、③樹木の高さが1m以上、④樹木の延長が3m以上、⑤樹木の数1m当たり2本以上の生垣が対象。
- (3) 助成額…………… 一件当たり80,000円を限度とします。
  - ① 植栽施工費の1/2を補助し、5,000円/mを上限といたします。
  - ② 既存ブロック塀等の撤去費も、1/2を補助し、2,500円/mを上限といたします。
- (4) その他の条件… 設置後5年間の適正な管理が発生いたします。

### 【生垣の効果】

効果につきましてはまちなかの緑景観や潤い、気温の調整、二酸化炭素の吸着の他、近年生垣のもつ耐火性により防災効果も期待されています。

### 【PR方法】

平成19年8月から、広報紙（1年に1～2回）や市HPへ掲載（助成件数の更新時の1年に1度アップ）するとともに、リーフレットでの周知として、みどり公園課、花のまちづくりセンターをはじめ、各公共施設などへの設置をしております。

また、花のまちづくりセンターでのイベントや講座で周知しております。